

## 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

### 訪問介護

#### 提出書類一（別紙2）介護報酬算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

（別紙1） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定

16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

事 項	添 付 書 類
地域区分	なし
施設等の区分	通院等乗降介助を行う場合 ・ 道路運送法上の許可書の写し ・ 車検証の写し ・ 運営規程
LIFEへの登録	なし
特別地域加算	なし
共生型サービスの提供 （居宅介護事業所）	なし
共生型サービスの提供 （重度訪問介護事業所）	なし
身体介護20分未満の体制(頻回型)	定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙8)、定期巡回・随時対応サービス指定通知等又は実施計画策定書、運営規程
中山間地域等における小規模事業所 （地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所 規模に関する状況）	中山間地域等における事業所規模算定表
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし
業務継続計画策定の有無	なし
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）A、①～④ （Ⅱ）A、①～②、⑤～⑥	A 認知症専門ケア加算に係る届出書 （別紙12-2） （添付書類） ① 認知症専門ケア加算算定表 ② 勤務形態一覧表(標準様式1) ③ 認知症専門ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の記録 ④ 認知症介護実践リーダー研修等の修了書の写し ⑤ 訪問介護員等ごとに作成された認知症ケア研修計画 ⑥ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の写し
同一建物減算 ※12%減算適用事業所（同一敷地内建物等に居住する者への提供90%以上の事業所）	訪問介護における同一建物減算に係る計算書 （別紙10）

<p>特定事業所加算</p> <p>(I) A、①～⑧、⑩or⑪</p> <p>(II) A、①～⑤、⑥⑦or⑧</p> <p>(III) A、①～⑤、⑧or⑨、⑩or⑪</p> <p>(IV) A、①～⑤、⑧or⑨</p> <p>(V) B、①～⑤、⑫～⑬</p>	<p>A 特定事業所加算 (I) ～ (IV) に係る届出書 (別紙9)</p> <p>B 特定事業所加算 (V) に係る届出書 (別紙9-2)</p> <p>(添付書類)</p> <p>① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画</p> <p>② 情報伝達、技術指導を目的とした会議の記録</p> <p>③ サービス提供責任者と訪問介護員等との連携方法がわかる書類</p> <p>④ 訪問介護員等の健康診断受診者名簿等</p> <p>⑤ 緊急時対応方針等を記載した文書等</p> <p>⑥ 人材要件に係る資格者割合算出表</p> <p>⑦ 訪問介護員等の資格証写し(※勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要)、勤務形態一覧表(標準様式1)</p> <p>⑧ サービス提供責任者にかかる資格証写し(※勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は添付不要)、経歴書、勤務形態一覧表(標準様式1)</p> <p>⑨ 7年以上の勤務者の経歴書</p> <p>⑩ 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(別紙9-3)</p> <p>⑪ 24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護STとの契約書等の写し)看取り期の対応方針を記載した文書、看取りに関する職員研修記録、看取り対応を行った実施記録等</p> <p>⑫ 中山間地域等居住者一覧表</p> <p>⑬ 介護支援専門員や医療関係職種等と共同で訪問介護計画の見直したことが分かる記録</p>
<p>口腔連携強化加算</p>	<p>① 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)</p> <p>② 歯科医療機関と相談等の体制を確保することを取り決めた文書等の写し</p>
<p>介護職員等処遇改善加算</p>	<p>算定しようとする前々月の末日までに介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>

注)

1. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
2. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
3. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。